

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免 簡易判定フローチャート

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合、国民健康保険税の減額または免除を受けられる場合があります。

※簡易的にまとめたものであるため、詳細は必ず確認してください。

① 主に生計を担っている方(主たる生計維持者)が新型コロナウイルス感染症の影響により、「死亡」または「1か月以上の治療を有するなど重篤な傷病を負った」。

はい

いいえ

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、主に生計を担っている方が事業等を廃止または失業をしましたか？

はい

いいえ

③ 主に生計を担っている方が、非自発的失業者による軽減制度に該当しますか？

はい

「非自発的失業者軽減」の申請してください。

いいえ

④ 新型コロナウイルス感染症の影響で、主に生計を担っている方の令和3年中の収入(事業・給与・不動産・山林のいずれか)が令和2年中と比べて3割以上減少する見込みですか？

いいえ

はい

⑤ 主に生計を担っている方の令和2年中の所得合計は、1,000万円以下ですか？

いいえ

はい

⑥ 主に生計を担っている方の、減少が見込まれる収入に係る所得(④)以外の令和2年中の所得合計は400万円以下ですか？

いいえ

はい

申請により国民健康保険税の全部もしくは一部が減免となります。

減免対象外

新型コロナ関連の減免に該当しませんが、納付相談を受け付けています。税務課収納係へご相談ください。